

水道料金調定収納管理システム等更新 R7～R8 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、愛知中部水道企業団プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、水道料金調定収納管理システム等更新 R7～R8の最終受託候補者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続きについて、必要事項を定めるものである。

1 目的

現行の水道料金調定収納管理システム、給水工事管理システム、水道料金検針システム、下水道使用料システム（以下「料金システム等」という。）で使用しているハードウェア、OS等の更新時期を迎えることに伴い、機器を新たに調達することを含め料金システム等の更新を行うことを本業務の目的とする。

2 業務委託名

水道料金調定収納管理システム等更新 R7～R8

3 業務内容

料金システム等の機器を新たに調達することを含め料金システム等の更新を行うものである。なお、詳細については「水道料金調定収納管理システム等更新 R7～R8 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

5 概算事業費（上限価格）

264,000,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

6 債務負担行為設定額（令和8年度）

154,194,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

7 契約保証金

愛知中部水道企業団財務規程（以下「財務規程」という。）第101条の規定により契約金額の100分の10以上とする。ただし、財務規程第102条の規定に該当する場合は免除する。

8 契約

本業務委託に係る契約は、愛知中部水道企業団が実施する今回のプロポーザルの結果に基づき、受託候補者と締結する。

また、契約にあたっては、財務規程等を遵守し締結する。

9 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) ガイドライン第4条の参加資格を満たす者であること。
- (2) 愛知県内に本店又は営業所等を有していること。
- (3) 水道料金徴収業務の受託実績を有していること。
- (4) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (5) ISMS、プライバシーマーク及び品質マネジメントの取得認証があること。
- (6) 一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会の正会員であり、提案するパッケージが標準仕様準拠アプリケーションサービス、製品として登録されていること。なお、自社開発パッケージであること。

10 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び受託候補者を選定するため、水道料金調定収納管理システム等更新 R7～R8 選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、参加者から提出された提案書等を審査し、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高い参加者を受託候補者に選定する。

(2) 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施する。

	内容	期日等
1	プロポーザルの公告	令和7年4月15日（火）
2	申込書等の提出期間	令和7年4月21日（月）～ 令和7年4月28日（月）
3	参加資格審査結果及びプレゼンテーション参加要請通知（資格がない場合は、参加資格審査結果通知のみ）	令和7年5月7日（水）

	内容	期日等
4	提案書等の作成に係る質問書の提出期間 (質問書は、電子メールによる。)	令和7年5月8日(木)～ 令和7年5月16日(金)
5	質問に対する回答	令和7年5月23日(金)
6	提案書等の提出期限	令和7年6月2日(月)
7	提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和7年6月18日(水)
8	受託候補者の選定及び選定結果の通知	令和7年6月下旬(予定)
9	契約日	令和7年7月上旬(予定)

注：提出期間は、いずれも平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

1.1 申込手続

- (1) 申込書等は、本企業団ホームページからダウンロードするものとする。

<https://www.suidou-aichichubu.or.jp/>

- (2) 参加者は、プロポーザル参加申込書(様式第1号)に必要な書類を添付のうえ、提出期間内に各1部を提出すること。

必要書類

ア 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、社歴等が確認できるもの

イ 財務状況関係書類

直近2か年の各会計年度における決算関係書類(貸借対照表及び損益計算書)

ウ 定款の写し及び会社のパンフレット

エ 法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

オ 履行実績表(様式第2号)及び履行実績を証明する契約書の写し(仕様書、完了している場合は完了検査結果通知書等を含む。)

カ 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する公的認証を取得していることを証明できる書類の写し

- (3) 提出期間

令和7年4月21日から令和7年4月28日まで

- (4) 提出先

愛知中部水道企業団 営業課

- (5) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き一般書留郵便)とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着のこと。

1.2 プロポーザル参加の辞退

参加者が参加意思表示後に提案書等の提出を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式第5号）を提出することとする。なお、「1.9 失格事由」が生じた場合においてもプロポーザル参加辞退届を提出するものとする。

1.3 質問の受付及び回答

- (1) 提案書作成に係る質問は、「プロポーザル質問書（様式第4号）」により電子メール（アドレス eigyouka01@suidou-aichichubu.or.jp）での受付とする。なお、件名を「水道料金調定収納管理システム等更新 R7～R8に係る質問」とし、送信後、電話で報告すること。
- (2) 質問に対する回答は、全ての参加者に電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものと判断されるものについては、質問者のみに対して回答する。なお、件名は「水道料金調定収納管理システム等更新 R7～R8に係る質問に対する回答」とし、送信後、電話で報告する。
- (3) 提出期限
令和7年5月8日から令和7年5月16日まで

1.4 提案書等の提出

参加者は、プロポーザルに関する提案書を提出期限までに提出すること。提案書を作成するにあたっては、仕様書に記載されている内容を確認して作成すること。なお、提案書は、1企業で1提案とする。A4判、横書き、縦版横版は問わず長辺綴じで製本すること。また、図表等については、必要に応じてA3判でも可とするが、A4判へ折込みをすること。

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書（様式第3-1号、様式第3-2号）

正本1部（代表印を押印）、副本6部、正本を記録した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1部

なお、ページ数については、表紙、目次は除き60ページ以内とする。

イ 提案の記載内容（任意様式）

本業務委託を履行するにあたっての提案事項は次表に従って記載すること。

なお、使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語（一般的に難解と思われる専門用語等）を使用する場合は、付近に注釈をつけること。

表 提案事項

記載項目	記載内容
会社概要	管理体制、導入実績
上下水道料金システム・給水 受付システムの特徴	窓口照会、滞納整理、視認性、タブレット検 針、検針におけるセキュリティ
業務運用に則した提案システ ムの特徴	上記以外の提案
システム構築方針・体制	システム構築体制、プロジェクト管理体制
スケジュール、構築方法	本稼働までのスケジュール
システム移行	システム構築、導入時の操作研修
ハードウェア・セキュリティ	動作環境、基本的なセキュリティ方針
クラウド構成・構築方法	構成・方針、クラウドにおけるセキュリティ
本稼働後の保守、運用支援	保守体制・運用支援
自由提案	将来に向けた提案等

ウ 見積書及び見積明細書（任意様式） 1 部

業務の受託に係る見積金額及びその明細を記載すること。

エ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（任意様式） 1 部

出席者の役職及び氏名（4名まで）、プロジェクト等使用の有無を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年6月2日 午後5時15分まで

(3) 提出先

愛知中部水道企業団 営業課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き一般書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着のこと。

1.5 プレゼンテーション及びヒアリング

参加者毎にプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーション内容も評価対

象となるため事務局において録音を行う。

(1) 実施日時

令和7年6月18日

時間及び場所については、後日改めて通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング時間

1参加者につき60分以内とし、内訳は次のとおりとする。

(プレゼンテーション45分以内、ヒアリング15分以内)

(3) 注意事項

ア プレゼンテーションは自由形式とするが、提案書等の提出時に添付していないものを新たに提出することはできない。また、提案書の記載内容の範囲内であれば、プロジェクター等を使用して画像により説明することも可能とする。ただし、スクリーン以外は参加者で用意するものとする。

イ プレゼンテーションに出席する者は、提案書等の内容を熟知している4名までとし、そのうち1名は、業務責任者とする。

ウ 誤字、脱字がある場合の資料の差替え等は認めない。プレゼンテーション時にその説明をすること。

1.6 プロポーザルの審査方法

委員会は、各参加者の提案書等の記載内容について「1.7 評価基準」に基づき評価及び採点を実施し、総合点が最も高い参加者を受託候補者として選定する。なお、同点の場合には、選定委員会の委員長が受託候補者を選定する。また、委員会の公開はしないものとする。

1.7 評価基準

「1.4 提案書等の提出」の提案事項の表の記載内容等について評価する。

1.8 選定結果の通知

(1) 選定結果については、プロポーザル選定結果通知書により各参加者に通知し、企業団ホームページ等で選定結果を公表する。

(2) 通知予定日

令和7年6月下旬

1.9 失格事由

参加者又は受託候補者が、下記に掲げる事由が生じた場合は、参加者の参加資格又は受託候補者の決定を取消すこととする。

(1) 提案書等の書類を提出しなかった場合

- (2) 提出書類又は参加資格等に瑕疵があることが判明した場合
- (3) 契約締結以前に「9 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (4) 見積金額が概算事業費（上限価格）を超えている場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした場合
- (6) 他の参加者の申請の代理をした場合
- (7) 他の参加者と提案書等の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) 提案書等の提出に対して事実と反する提案等の不正行為があった場合
- (9) その他、提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する場合
- (11) その他プロポーザルの参加又は業務委託の契約において手続きを継続しがたい重大な事由が生じた場合

2.0 関係法令等の遵守

- (1) 参加者は、プロポーザルに参加することにより実施要領及び関係法令を遵守する。
- (2) 参加者が各関係法令等に違反した場合は、「1.9 失格事由」が生じた場合に準じて取扱うこととする。

2.1 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出後の申込書及び提案書等の修正及び変更は認めない。また、提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザル以外の目的には使用しない。

2.2 事務局（問合せ先）

〒470-0153

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212

愛知中部水道企業団 営業課（担当：加藤（重）・加藤（咲））

電話番号 0561-38-0033（直通）

FAX番号 0561-38-1427

電子メール eigyouka01@suidou-aichichubu.or.jp